

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第14号

答申番号：令和4年度答申第14号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分については、取り消されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、請求人の長男（以下「本件児童」という。）の次の状況から、原処分（特別児童扶養手当額改定処分）が違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 本件児童は、1級に判定された時の状態から、右足の内反足や変形が酷くなって痛み、買い物に行く時などは車椅子を使用しているが、原処分は、こういった事情を顧みずになされたこと。
- (2) 本件児童は、下肢装具を少しでも履きやすくするため、令和3年10月に手術を受けたが、手術後の状態をもって、病状が前回より改善していると判断されたこと。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件児童に係る特別児童扶養手当再認定届に添付された本件診断書（肢体不自由用）では、「歩く（屋内）」、「歩く（屋外）」は「一人でもうまくできる」とされており、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当しない。
- (2) 請求人は、本件児童は令和3年10月に入院し手術を受け、手術後の状態をもって病状が前回より改善しているとの判断が不服であると主張するが、原処分実施以降の事実は原処分に影響を与えない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 処分庁は、本件診断書（肢体不自由用）及び本件診断書（知的・精神障害用）の記載内容に基づき、囑託医の審査判定も得て、総合的に判断した上で、本件児童の肢体の障害については、2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないとして非該当と、精神の障害については、1級の基準である「日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度のもの」に該当するとまではいえないとして障害等級2級に該当すると認定し、原処分を行ったことが認められ

る。

- 2 また、本件児童は肢体の障害と精神の障害が重複する重複障害又は併合認定の可能性も有するところ、認定基準に照らし、原処分は適正に行われたものといえることができる。
- 3 なお、請求人は、令和3年10月に手術を受け、手術後の状態をもって病状が前回より改善していると判断されたと主張するが、原処分後に生じた事情は、原処分に影響を与えない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日及び同年9月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件審査請求は、令和3年4月以降の手当について、障害等級2級と認定した原処分の取消しを求めるものであるところ、原処分は、同年10月3日をもって、資格喪失によりその効力が失われていることから、当審査会は、本件審査請求が、令和3年4月から同年10月までの間、1級の受給資格を有することを求めるものであることを前提として、以下、判断する。

手当の支給に係る身体の障害の程度の判定に当たっては、認定基準によると、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこととされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書（肢体不自由用）をみると、本件児童については、「先天性筋緊張性ジストロフィー症」を有し、両足先に変形があるとされており、各「関節可動域（角度）」は「ROM FULL」（正常）と、筋力は「やや減」とされている。日常生活における動作の障害の程度については、「用便の処理をする（ズボンの前のところに手をやる）」及び「用便の処理をする（尻のところに手をやる）」の左右並びに「タオルを絞る」、「ひもを結ぶ」及び「上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）」については「一人では全くできない」とされ、「片足で立つ」は「一人でできてもやや不自由」とされている一方で、「つまむ」、「握る」及び「顔に手のひらをつける」の左右、「上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）」、「ズボンの着脱」、「靴下を履く」、「座る」、「深くおじぎ（最敬礼）をする」、「歩く（屋内）」並びに「歩く（屋外）」については「一人でもうまくできる」とされ、「立ち上がる」、「階段を上る」及び「階段を下りる」は「支持なし

でできる」とされている。

処分庁においては、これらの記載からは、本件児童の肢体又はその他の肢体の機能障害の程度は、認定基準に照らし、障害等級2級の状態にあるとまではいえないとして、原処分を行ったことが認められる。

しかしながら、本件診断書の日常生活における動作の障害の程度についての記載内容をみると、上肢においては「用便の処理をする（ズボンの前のところに手をやる）」及び「用便の処理をする（尻のところに手をやる）」の左右並びに「タオルを絞る」、「ひもを結ぶ」及び「上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）」については「一人では全くできない」とされている。他方、下肢については「片足で立つ」は「一人でできてもやや不自由」とされており、「全くできない」とされているものではないものの、一部援助が必要な場合があることが疑われる。そして、補助用具をしない場合には「介助量が多い」との記載もある。これらを認定基準に照らして総合的にみた場合、日常生活に著しい制限を受けているというべきであって、本件児童の肢体の程度は、「四肢に機能障害を残す」状態（障害等級2級の状態）にあるといえることができる。

したがって、本件児童の肢体の障害の程度が2級の状態であること、加えて、精神の障害の程度も2級と判定されていることから、認定基準（2級に該当する程度の機能の障害が2以上あるときは、1級の認定を行うものとする）に従い、請求人は、令和3年4月から資格喪失する同年10月までの間は、1級の受給資格を有していたというべきである。

以上のとおり、原処分はこの限りで取り消すべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求は棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子